

衛星インターネット機器導入等業務 仕様書

1 業務名

衛星インターネット機器導入等業務

2 目的

大規模災害時において、適切に必要な通信環境を確保するため、衛星インターネット機器を導入し、災害対策業務に当たる県内8地域の出先機関（以下「県民局等」という。）を中心に分散配備する。

また、運用マニュアルの作成や専門の業者の運用支援の確保により、より効率的に当該機器を活用できる体制を整備する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 利用想定

(1) 災害時の利用場所

- ア 県内各避難所
- イ 被災により通信環境が途絶した場所（離島含む県内全域、屋外・屋内）
- ウ 山口県庁

(2) 平時の利用場所

- ア 県民局等
岩国県民局、柳井県民局、周南県民局、山口県民局、宇部県民局、下関県民局、長門土木建築事務所、萩県民局
- イ 県や市町、各地域が開催する防災訓練及び防災イベント
- ウ 山口県庁

(3) 利用者

- ア 県内各市町職員
- イ 災害対応関係関係機関職員
- ウ 県民
- エ 山口県職員

(4) 同回線を利用した作業等

- ア Webシステム等の利用
- イ 各種Webサイト閲覧による情報収集
- ウ メール、Web会議

(5) 端末との接続は、状況に応じ、有線LAN・無線LANを使い分けるものとする。

5 業務内容

下記の業務実施に当たっては、「4 利用想定」を踏まえること。

(1) 衛星インターネット機器及び関連資機材の納入

ア 機器本体及び機器を使用するために必要な関連資機材について 20 回線分を下記のとおり納入すること。なお、機器本体等は新品とし、中古品は不可とする。

- ・ 山口県防災危機管理課 : 1 回線分
- ・ 岩国県民局 : 2 回線分
- ・ 柳井県民局 : 5 回線分
- ・ 周南県民局 : 3 回線分
- ・ 山口県民局 : 2 回線分
- ・ 宇部県民局 : 3 回線分
- ・ 下関県民局 : 1 回線分
- ・ 長門土木建築事務所 : 1 回線分
- ・ 萩県民局 : 2 回線分

イ 被災地へ持ち運ぶことを想定し、円滑に、機器本体及び関連資機材を収納・運搬できる専用ケース等を併せて納入すること。

ウ 各納入場所の管理者と調整の上、適切に納入すること。

(2) 衛星通信回線の開通

ア 機器は持ち運び可能であり、国内の任意の場所に衛星通信回線を設置して利用できること。

イ 回線容量は 50GB/月以上とすること。

ウ 通信速度はベストエフォート値とするが、目安は上り 8~25Mbps、下り 40~220Mbps とすること。

エ 遅延値はベストエフォート値とするが、目安は 100 ミリ秒未満とすること。

オ 回線混雑時の優先アクセス権が付与されていること。

カ 通信費用は令和 7 年 7 月 1 日からの発生とすること。

キ 大規模災害時等において、イの回線容量を超えることが見込まれる場合、低速化することなく、速やかに通信回線量を確保できるようにすること。

ク 無線 LAN においては電波法に準拠し、屋内では 2.4GHz 帯と 5GHz 帯で利用でき、また屋外では 5GHz 帯の利用制限等、電波法に準拠した利用ができるようにすること。

(3) 運用マニュアルの作成

ア 同機器の運用経験がない者を対象とし、利用方法(機器設置、配線、PCの接続等)を視覚的に理解できるよう、適宜、図や写真を使用し作成すること。

イ 「4 利用想定」を考慮し、災害時・平時共に、速やかに利用(設置・接続等)できるよう配慮されたものであること。

ウ 専門用語等の使用は可能な限り控えること。

エ 運用に関する問合せ窓口を記載すること。

オ 電波法等、関係法令による注意事項及び対応方法を記載すること。

(4) 運用支援体制について

ア 被災時における機器の破損や不具合への対応を提示すること。

イ その他、提供可能である運用支援を提示すること。

ウ 各種運用支援について、受付対応時間及び所要日数を提示すること。

6 実績報告

業務完了後は、業務完了報告書と合わせて以下の成果物を委託者に電子データ（形式は、別途指示）で提出すること。

- ・衛星インターネット機器等納入時の写真

- ※保管場所ごとに数量の分かる写真と、保管場所に保管した状態の写真の2種類を提出すること。

- ・運用マニュアル 一式

7 その他の留意事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、関連法令等を遵守すること。

(2) 著作権の帰属

本事業の成果物及びその著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、第三者が著作権を有する部分を除き、原則として委託者に帰属するものとする。

(3) 業務の継続が困難となった場合の措置

受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

①受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、発注者は契約の取り消しができる。そのために発注者に損害が生じた場合は、受託者が賠償するものとする。

②その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、発注者及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。

(4) 費用負担

本業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。

(5) 業務の実施

本業務の実施に当たっては、受託者の提案書を基にして、委託者との協議により、業務を実施するものとする。提案書の内容は、委託者との協議を経て、仕様書の一部として取り扱うものとする。なお、この仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合には、委託者と協議の上、決定すること。